

ばんけい

教育ほつとにゆーす

かわら版

こ みち
教育の小径

No.78

4月号

2015 April

今月のことば

しう ばい せい こう はは
失敗は成功の母

失敗をしても、どこがま
ずかったかを反省する
と、その後は方法や欠点
を改めて挑戦するので、
かえって成功を生み出す
ものになります。「失敗
は成功のもと」ともいい
ます。



国土館大学教授
北 俊夫先生

「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について(諮問)」をどう読むか

- 「諮問」の内容から、学習指導要領の構造をはじめ、今後の学校教育の基本的な考え方や方向性、想定される課題などが明確になります。
- これからの時代を見越して改訂される次期の学習指導要領では、「21世紀型能力」と言われる「育成すべき資質・能力」が重視される見通しです。

今月の記念日

飼育の日(4月19日)

2009年に、社団法人日本動物園水族館協会が創立70周年を記念して、動物園や水族館の役割についての理解促進を目的に、419(しゅうく)の数字にちなんで制定しました。

「諮問」は何を意味するか

小学校においては、この4月から、現行の学習指導要領にもとづく5年目の実践が始まりました。教科書も改訂され新しくなりました。今年度からは、各学校で、学習指導要領の趣旨やねらいにもとづく、教育活動や授業の充実期を迎えます。

文部科学大臣は、昨年(2014年)の11月20日に中央教育審議会に「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」の審議を要請する諮問を行いました。初等中等教育とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校のことです。また「教育課程の基準等」とは、各校種の学習指導要領と幼稚園の教育要領のことです。

すなわち、このことは文部科学大臣が学習指導要領の改訂について諮問したということです。「諮問」とは専門家や識者の意見を求めることをいいます。諮問の結果は答申などの形でとりまとめられ公表されます。

学校現場ではどうしてもいまの目の前のことに追われ、先のことに関心をもつことが少ないかもしれません。しかし、諮問の内容(以下「諮問文」と

いいます)をみると、次期の学習指導要領改訂に向けて、すでに作業が始まっていることがわかります。諮問文から、改訂の新しい視点や方向性を読み取ることができます。

中央教育審議会では、次期の学習指導要領のどこをどのように改訂するかについて、各教科等、校種ごとに検討し、結論を出すことになっています。具体的な改訂事項はこれからの審議内容や最終的な「答申」の内容を待つこととなります。最終の答申は、平成28年を目途にとりまとめられる予定です。

諮問文が提起している内容から、今後の学校教育の基本的な考え方や方向性、予想される課題が読みとれます。学習指導要領改訂についての背景や具体的な審議内容を読み取ることができ、これから先の学校教育の姿が見えてきます。

「先を見て、いま実践する」ことは大切な視点ですが、まだ決まっていないことを先取りしたり、予断をもって判断したりすることは危険です。

松尾芭蕉は次のような重要な言葉を残しています。「不易を知らざれば基本立ちがたく、流行を知らざれば風新たならず」という言葉です。一般に「不易と流行」といわれています。教育活

動においても、物事を判断したり、行動を起こしたりするときに重視したい見方・考え方、行動の仕方として肝に銘じたいものです。

以下、諮問文の背景にあるものや提起している課題を解説します。

「諮問文」の背景にあるもの

諮問文には、諮問の理由が添えられています。諮問の理由を読むと、その背景にあるものが見えてきます。このことは次期の改訂内容を理解するために重要なことです。その主なポイントは次のとおりです。

まずは、時代の変化に対応するという点です。これまで学習指導要領は国際化や情報化の進展、環境問題の解決など、変化する社会の課題を見据えて改訂されてきました。これからの学校教育のあり方を考えるとき、将来の社会像をどのように描くかということは重要なポイントです。

今回の諮問文では、これからの社会を「今の子どもたちやこれから誕生する子どもたちが、成人して社会で活躍する頃には、我が国は、厳しい挑戦の時代を迎えていると予想」した上で、「生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社

会構造や雇用環境は大きく変化し、わが国は成熟社会を迎えるとしています。

そしてそこでは、「一人一人の多様性を原動力とし、新たな価値を生み出していくことが必要」になるとして、わが国や郷土の「伝統や文化に立脚し、高い志や意欲を持つ人間として、他者と協働しながら価値の創造に挑み、未来を切り開いていく力を身に付けることが求められる」と、これからの人間像に触れ、教育のあり方に論及しています。

次のポイントは、これまで学校教育で取り組んできた成果と課題を踏まえるというものです。現行の学習指導要領は、教育基本法や学校教育法の改正によって新たに規定された、学力の三要素から構成される「確かな学力」をバランスよく一体的に育てることを目指してきました。学力に関する最近の諸調査によると、これまでの学力向上への取り組みの成果が表れ、改善傾向にあることが明らかになってきました。

ここでいう「学力」は、学校教育法（第30条）に示されている「基礎的な知識及び技能」と、「これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力」と、「主体的に学習に取り組む態度」の三つの要素から構成されています。

ところが、諮問文によるとわが国の子どもたちには「判断の根拠や理由を示しながら自分の考えを述べること」や、「自己肯定感や学習意欲、社会参画の意識等が国際的に見て低いこと」が指摘されています。すなわち、子どもたちに自信をはぐくむことや能力を引き出すことが十分に行われているとは言えない状況が見られることです。

諮問文は、今後の学校教育では「一人一人の可能性をより一層伸ばし、新しい時代を生きる上で必要な資質・能力を確実に育てていくこと」の重要性を指摘しています。新しい時代に必要となる資質・能力の育成に関連して、次のような新しい取り組みを重視する必要があるとしています。

- ・知識の伝達だけに偏らず、学ぶことと社会とのつながりをより意識した教育を行うこと。
- ・「何を教えるか」という知識の質や量とともに、子どもが「どのように学ぶか」という、学びの質や高まりを重視すること。
- ・課題の発見と解決に向けて、主体的・協働的に学ぶ学習（アクティブ・ラーニング）や、その指導方法を充実させること。
- ・学びの成果として「どのような力が身

についたか」を評価すること。

現在、このような課題意識のもとに学習指導要領の改訂に向けて、作業が進行しているものと思われます。

さらに、次期改訂の内容を理解するために重要なポイントは、諮問文に示されている各課題について、これまで文部科学省内に設置された有識者会議等において、事前に基礎的な検討がなされていることです。例えば、道徳教育、英語教育、小中一貫教育などの個別課題に関して、次のような報告書がすでに公表されています。

- ・「道徳に係る教育課程の改善等について（答申）」（平成26年10月21日）
- ・「今後の英語教育の改善・充実方針について（報告）」（平成26年9月26日）
- ・小中一貫教育に関しては「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について（答申）」（平成26年12月1日）

これらの個別課題については、有識者会議等が取りまとめた答申や報告において提言されたことも踏まえて、さらに検討がなされます。これらの答申等にも目を通すことにより、学習指導要領の改訂状況をより深く理解することができるようになるでしょう。

主な諮問事項は何か

文部科学大臣は、これからの新しい時代にふさわしい学習指導要領のあり方について、次の3点について審議するよう諮問しています。

第一は、学習指導要領の基本的なあり方や考え方についてです。これまでの学習指導要領には、まず総則で教育課程編成の基本方針や授業時数等の取り扱い、指導計画の作成等に当たった配慮事項について示し、その後、各教科等の目標や内容等について示されてきました。しかし、指導方法や学習方法などの教え方については、ほとんど触れられず、現場に委ねてきました。

また、学習指導要領には学習評価についても示されてきませんでした。児童（生徒）指導要録など学習評価のあり方については、学習指導要領の公示後に検討され、学習指導要領とは別個に示されてきました。

今後は、教育目標や内容のほかに、学習・指導方法や学習評価のあり方についても一括のものとして捉え、一体的に示そうというものです。諮問文から、学習

指導要領の構造と構成が大きく変わるということが予想されます。

こうした考え方のもと、検討のための具体的な視点が次のように示されています。

- ・これからの時代を、自立した人間として、多様な他者と協働しながら創造的に生きていくために必要な資質・能力をどのように捉えるか。また、育成すべき資質・能力と、各教科等の役割や相互の関連はどのように構造化されるか。
- ・育成すべき資質・能力を確実にはぐくむための学習・指導方法はどうか。特に「アクティブ・ラーニング」の具体的なあり方をどう考えるか。また、学習指導要領において、教育内容と学習・指導方法をどのように関連づけて示すか。
- ・育成すべき資質・能力を確実にはぐくむ観点から、学習評価はどうか。その際、「アクティブ・ラーニング」等のプロセスで表れる学習成果をどのような方法で把握し、評価するか。

なお、指導方法などの教え方を学習指導要領に示すことには、現場の裁量や創意工夫を制約するのではないかと危惧する指摘もあります。

第二は、新たな教科・科目等のあり方や、既存の教科・科目等の目標・内容の見直しについてです。

新たな教科・科目等とは、小学校では「特別の教科 道徳」のほか、英語のことです。高等学校では、社会に参画し自立して社会生活を営むために必要な力を実践的に身につける新たな科目等や、高度な思考力・判断力・表現力等を育成する新たな教科・科目のあり方が検討課題になっています。

小学校の英語については、中学校での英語科との関連を考慮し、これまで以上に目標や内容が構造的に示されることになるでしょう。

これらのほかに、幼児教育と小学校教育との接続をどのように図るか。体育・健康に関する指導をどう充実させるか。特別支援学校における自立活動や知的障害のある子どもたちのための各教科の改善をどのように考えるか。さらに教科等を横断した取り組みが求められる分野の教育についてどのように考えるか。小中一貫教育を推進する観点から、各教科等の教育目標や内容のよりよい示し方をどうしたらよいかなども検討される見通しです。

第三は、学習指導要領等の理念を実現するために、各学校を支援するあり方についてです。

ここでは、各学校で育成すべき資質・能力を踏まえた教育課程をどのように編成するか。教育課程の編成、実施、評価、改善の一連のカリキュラム・マネジメントを普及させるためにどのように支援するか。「アクティブ・ラーニング」などの新しい学習・指導方法や、これに対応した教材や評価手段をどのように考えるかなどが具体的な検討課題です。

また、評価方法の開発や普及を図るための支援をどのように進めたらよいかについても示されています。

資質・能力の育成を重視

「諮問文」を読んで、気がつくことの一つは「資質・能力」という用語が多用されていることです。短い文章のなかに何と9か所も登場しています。このことから、これからの学校教育では、資質・能力の育成が重視されることが想定されます。

文部科学省は中央教育審議会への諮問に先立って、省内に「育成すべき資質・能力を踏まえた教育目標・内容と評価の在り方に関する検討会」を設置し、検討を重ねてきました。そして、平成26年3月31日には、検討経過をとりまとめた「論点整理」を公表しています。

また、同様な趣旨の取り組みは、国立教育政策研究所がプロジェクト研究として、「教育課程の編成に関する基礎的研究」を平成21年度から25年度まで継続的に行ってきました。平成26年5月16日には、平成25年度の研究を中心にとりまとめた、同主題の「報告書7」を公表しました。

先の「論点整理」では、今後の学習指導要領の構造について、「児童生徒に育成すべき資質・能力」を明確にした上で、そのために各教科等でどのような教育目標や内容を扱うべきか。また、資質・能力の育成の状況を適切に把握し、指導の改善を図るための学習評価はどうあるべきかといった視点から見直すことが必要であるとしています。

これまでの学習指導要領は、子どもたちにどのような資質・能力を身につけるかという視点よりも、各教科においてどのような内容を教えるかを中心とした構造になっていました。このことは「教育内容の改善」といった言葉に象徴的に表れています。

そのため、「何ができるようになったか」よりも、「知識として何を知ったか」が重視されがちであったと指摘しています。また、各教科等を横断する汎用的な能力の育成の取り組みも不十分だっ

たとしています。

先に紹介した諮問の内容は、「論点整理」に示された内容に沿ったものであることがわかります。

「論点整理」には育成すべき資質・能力について、「自立した人格をもつ人間として、他者と協働しながら、新しい価値を創造する力を育成するため、例えば、『主体的・自律的に関わる力』『対人関係能力』『課題解決力』『学びに向かう力』『情報活用能力』『グローバル化に対応する力』『持続可能な社会づくりに関わる実践力』などを挙げています。

また、わが国の子どもたちの実態を踏まえて、「受け身ではなく、主体性をもって学ぶ力を育てる」ことが重要であり、「リーダーシップ、企画力・創造力、意欲や志」、さらに「人としての思いやりや優しさ、感性などの人間性」も重要だとしています。これらの資質・能力を「21世紀型能力」と言い表されることもあります。

これらの資質・能力は、学校教育全体を通じて育成されるものであることから、学習指導要領の総則に示されることが考えられます。

国立教育政策研究所が平成25年3月に公表した「教育課程の編成に関する基礎的研究報告書5」には、「社会の変化に対応する資質や能力を育成する教育課程編成の基本原則」のなかで「21世紀型能力」について、次の「思考力」「基礎力」「実践力」の三つの層から構成される「21世紀を生き抜く力」を提案しています。

- ・論理的・批判的思考力、問題発見・解決力・創造力、メタ認知、適応的学習力から構成される「思考力」
- ・それを支える言語スキル、数量スキル、情報スキルの知識と技能である「基礎力」
- ・思考力の使い方を方向づける自己形成、他者との人間関係形成力、社会や未来形成に関わる力や価値である、自律的活動力・人間関係形成力・社会参画力の「実践力」

その上で、育成すべき資質・能力に対応した、各教科等の教育目標や内容について、次の三つの視点で分析し、学習指導要領に適切に位置づけることを検討すべきであるとしています。

分析の視点とは、教科等を横断する汎用的なスキル（コンピテンシー）等に関わるもの、教科等の本質に関わるもの（教科等ならではの見方・考え方など）、教科等に固有な知識や個別スキルに関するものの三つです。

これらのことは、各教科等の学習指導要領の示し方についても、その構造や内容が根本的に見直される可能性があることを示唆しているものです。

「論点整理」は、これまでは「知識として何を知ったか」が重視されがちであったと指摘しています。しかし、一方で「資質・能力」だけが重視されると、知識が軽視される傾向があります。授業において「資質・能力」を身につけるという意識が強くなり、一種のトレーニング学習、スキル学習が優先されるおそれがあるからです。

かつて、知識や技能を共通的に身につけることから、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などの資質・能力の育成を重視する「新しい学力観に立つ教育」への転換が提唱されたことがあります。平成元年の学習指導要領が完全実施された平成4年度ごろからのことです。

その結果、学校においては、主体的に学ぶ態度や調べる力、考える力、表現する力、さらに問題解決能力などの資質・能力を育てる学習活動に関心が向きました。その反面、知識や技能を軽視する傾向が見られました。こうした実践に鑑みて、その後「知識や技能を身につけることはもとより」と、修正した言い方がなされるようになりました。

「論点整理」にも、資質・能力を重視することに対して、「もう内容は不要なのだという誤解を与えかねないところの危険性を感じる」との意見が紹介されています。過去の轍を二度と踏まない取り組みが求められます。

諮問文にも「知識の伝達だけに偏らず」と表現されています。知識を軽視しているものではないことをしっかり確認することが大切です。「Aではなく、Bを重視する」のではなく、「AとともにBを重視する」と、バランス感覚をもった見方で対応することが何より重要です。

諮問文のなかで、いま一つ目に留まる言葉に「アクティブ・ラーニング」があります。4か所に登場します。「アクティブ・ラーニング」とは、教師による知識の一方的な講義式の授業ではなく、子どもによる活動的な学習のことです。例えば、子どもたちがディスカッションしたり、共同作業に取り組んだりするような、子どもたちの主体的、能動的な学習活動を重視する学習方法をいいます。「どのように学ぶか」という、学びの質や深まりを期待するものです。

小学校では特に目新しいことではありませんが、中学校や高等学校では今後課題になりそうです。

家庭の役割を考える

保護者から、次のような依頼を受けることがあります。理不尽なことではありませんが、どこかしっかりしないものばかりです。

- ・うちの子は、着ていたものを脱いだとき、きちんとたためないんです。体育の着替えのときには、注意して見ていただけませんか。
- ・トマトが嫌いで食べられません。先生、何とかしてください。
- ・家の近くに車がたくさん通る道路があります。車に注意して歩くよう、指導してください。
- ・家では雑巾を使って掃除をさせていません。学校では雑巾をきちんと絞れていますか。できないときには指導してください。

日本の学校では、掃除の時間も給食を食べる時間も、さらに登下校の場さえもすべて教育の場としてとらえ、学校生活の全般について教師が指導しています。そのために、保護者のなかには、学校は勉強を教えるだけでなく、本来家庭で行うべきしつけについても担当がやってくれるもの、あるいはやるべきこととして受けとめている場合が少なくありません。

教育基本法（第10条）には、家庭教育の役割に関して、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達をとれるよう努めるものとする。」と規定されています。

これは極めて重要な規定です。基本的な生活習慣を身に付け、自立心を育てることは、家庭や保護者の役割であることを改めて確認したいものです。

小中一貫教育

中央教育審議会から「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」というタイトルの答申が、昨年の12月に出されました。タイトルには「小中一貫教育」の言葉がありませんが、これは中央教育審議会に設置された小中一貫教育部会がこれからの小中一貫教育の考え方や新しい制度などについて審議してきた内容です。

答申の内容は大きく二つあります。一つは、小中一貫教育の制度化及び総合的な推進方策についてです。ここでは、小中一貫教育の背景や現状と課題

を踏まえて、制度化の意義や制度設計の基本的な方向性などについて提言されています。その二つめは、意欲や能力に応じた学びの発展のための制度の柔軟化についてです。具体的には、高等学校への飛び入学者に対する早期卒業制度の創設や、大学・大学院入学試験の見直しについて求めています。

小中一貫教育の制度としては、①一人の校長の下に、一つの教職員の集団が9年間の教育を一貫して行う「小中一貫教育学校（仮称）」の創設、②独立した小・中学校が一貫教育をできるようにする「小中一貫型小学校・中学校（仮称）」の設置の二つがあげられています。①の学校には、原則として小学校と中学校の両方の教員免許状を有した教員を配置するとしています。

コラム

ものの見方・考え方とは何か(6)

絶対はないー変わりうること

私たちがものを理解するとき、ややもすると固定的、絶対的、静的にとらえがちです。例えば町の景観を表す一枚の写真を見て、「この町は〇〇だ」と決めつけてしまうことがあります。しかし、それは町の一部を示しているもので、全体を表しているものではないはずです。一部を見て全体を推し量ることは、必要な場合もありますが、危険な場合もあります。また、第一印象で判断したり先入観で見たりすることもあります。これも危険なことです。

そもそも物事には「絶対はない」という見方や考え方が必要です。社会現象や自然現象は時間が経つと変化します。自然現象は条件が変わると、変わることがあります。昔から「所変われば品変わる」といわれるように、同じものでも場

所が変われば、違いが出てきます。人間も常に成長し続けていますから、その姿も変容していきます。いつまでも以前のままで決してありません。

いま見たり考えたりしたことは、新たな事実や考え方に出会ったり、時間が経過したりすると、また違った見方や考え方に変わりうるものです。「この資料からわかることは、〇〇〇〇ということですよ。違った資料を見ると、この考え方は変わるかもしれません」のように、物事を限定的に見たり考えたりすることは、対象を常に流動し、変化しているものととらえることです。

ものを見たり考えたりするとき、その対象を動的、限定的にとらえる習慣をつけることが大切です。物事を絶対視したり鵜呑みにしたりしないことは、ものの見方・考え方の大切な視点ではないでしょうか。

INFORMATION

「ぶんけいメールマガジン」大好評!!

検索ワードは

ぶんけい メールマガ

検索

毎月第1週に配信します。



主な内容

- 子どもがよろこぶ!! コネタ・コバナシ
- PCがもっと使いやすいくなる! PC操作“時短”テクニック
- ホームページ新着情報
- 新刊ご紹介
- いまコレ! 教材教具ニュース

「教育の小径」の全てのバックナンバーをインターネットでお読みいただけます!

ダウンロードして印刷も可能です。お知り合いの先生にもぜひお勧めください。

<http://www.bunkei.co.jp/komicchi.html> または「ぶんけい 教育の小径」で検索。



ぶんけい

企画・編集：ぶんけい教育研究所
発行：株式会社文溪堂
発行日：2015年4月1日